

RoHS2 使用制限物質の見直しで第3次意見募集を開始



欧州委員会(EC)は5月7日、改正 RoHS 指令(2011/65/EU) 附属書IIIに記載されている制限対象物質の見直しに向けた第3次意見募集を開始したことを発表しました。

附属書IIIは、2011年7月21日の本指令発効の時点で、鉛(0.1%)、水銀(0.1%)、カドミウム(0.01%)、六価クロム(0.1%)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)(0.1%)、ポリ臭化ビフェニルエーテル(PBDE)(0.1%)を記載しており、この規定濃度を超えるこれら6つの物質の使用は禁止されています。

第3次意見募集では、RoHS2の使用制限となる可能性がある物質の評価および特定に関するマニュアル案に対して、6月4日まで意見を求めていました。

RoHS2 第6条では、2014年7月22日までに制限対象物質の見直しをECに対し求めることが規定されており、今回の意見募集もこの見直しの一環として行われています。

なお、これまで第1次意見募集(1月20日から)、第2次意見募集(3月11日まで)が行われ、その結果および今後の意見募集やステークホルダーミーティングの結果などを踏まえ、物質評価や特定方法、制限対象物質見直し勧告案の記載された最終報告書が11月21日までに作成される予定です。

当社では、RoHS 指令規制6物質やハロゲン分析においてISO/IEC17025 試験所認定の取得をはじめ、フタル酸分析等、各種製品中の有害物質分析にも積極的に取り組んでおります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2013年5月7日付 欧州委員会ニュース

化学分析箇所 竹下尚長

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得!

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成24年9月4日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。

お問い合わせはこちら 